

平成22年6月24日

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳 殿

株式会社講談社フェーマススクールズ

代表取締役 阿 部 敬 悦



回 答 書

当社は、貴法人の平成22年4月27日付申入書に対し、以下のとおり、回答します。

記

第1 解約清算金の計算方法について

1 学則書22条2項及び同取扱規程（以下「規程」という。）9ないし12条の定めが不明確であるとの指摘について

これについては、規程9条を別紙のとおり改める所存です。別紙にはクリエイティブ・アート・総合コースの例を記載してあります。改訂版は従前の条項に計算式を加えたものです。そして、当該コース毎に確定している金額については、計算式内に全て記載しました。

2 解約清算金（以下「学費清算金」という（学則書22条2項参照）。）の定めが、消費者契約法9条1号の「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」に該当するとの指摘について

(1) 貴法人は、受講履歴及び課題提出実績を反映しない学費清算金の定めは消費者契約法の上記条項に該当すると指摘しています。

しかしながら、貴法人の指摘は、当社が受講生に対し提供している役務についての誤解に基づくものと思料されます。

(2) 学費清算金の計算方法は、以下のとおりです。

〔入学金＋教科書代＋教材代＋(退学時迄の全体を6期に分割して計算した、DVD添削・課題添削期間整理券代、設備費及び在籍授業料)＋アートローン利息＋分割事務取扱費〕－支払済み受講料(規程9条)

(3) 入学金は受講契約を締結することができる地位を取得することの対価です。

教科書代及び教材代は受講契約締結後に受講生に対し交付される教科書及び教材の対価であり、当社は受講生が退学する場合であってもいったん販売したこれらの返還には応じないこととしています。

したがって、入学金、教科書代及び教材代については、退学受講生に対し返還する義務はありません。

(4) DVD添削・課題添削期間整理券代(6期計算 以下「整理券代」という。)、設備費(6期計算 添削室、ビデオスタジオ、ギャラリー、学習相談室、移動教室等)及び在籍授業料(6期計算)について

これらは退学時までには経過した在籍期間を、6か月を1期(6か月に満たない期間はこれを1期として計算する。)として計算し、経過期間に各コースの整理券代、設備費及び在籍授業料の1期分を乗じて算出します(規程10条)。

(5) 当社が受講生に対し行う給付は、以下のとおりです。

①添削指導

②自由作品講評(年に一定回数課題以外の自由作品を自由作品講評整理券と共に提出して受けることができるDVD等による講師の講評)

③インストラクター直接指導講習(在籍中1回2日間の日程で3回受ける)

ことができる講師からの直接指導（但しクリエイティブ・アート総合コースのみ）

④学習相談（電話、ファクシミリ、電子メール、郵便、又は来校による講師又はスタッフに対する相談）

⑤スクーリング（18か月の間の全国70箇所以上の場所で開かれる講師による対面の講義と実技指導）

⑥サマースクール（夏期に実費を負担して受ける宿泊を伴った講義と指導）

⑦卒業制作指導及び作品展（専科課程の最終課題提出後に制作する作品についての指導（但し制作指導についてはクリエイティブ・アート総合コースのみ）

⑧アートツアー（海外において実費を負担して美術館訪問、スケッチ等を行う旅行）

⑨フェーマスアートフェスタ（春期に開催される参加者全員の作品を展示するイベント）

⑩会員誌「フェーマス」発行（アーティストの特集、展覧会、技法の紹介、コンテストの案内、その他スクール等についての情報を掲載した月刊誌）

⑪KFS-NET（コンテスト、スクーリング、課題制作の助言等を掲載したパレットKメンバー専用のホームページ）

⑫KFSモバイルnews配信サービス（コンテスト、スクーリングなど制作、学習に関する情報を週刊で携帯電話宛に発送するサービス）

⑬施設利用（学習相談室、ギャラリー等の利用）

(6) 当社が行う添削指導はDVD 添削・課題添削期間整理券に基づいて行われます。受講契約締結によって、整理券は6期分6枚が受講生に交付されます。1期とは6か月なので、受講生は、添削指導を受ける際に第1期から第6期までの期間が記された整理券を添付します。受講生が特定の期に受けることができる添削指導の回数には制限はなく、学習を早く進める受講生は第6期

が到来する前に全24課題を終了することも可能です。したがって、上記整理券は個別の添削に対応した対価を表章するものではなく、各期に添削を受けられることができる地位を表章するものです。

設備費は、上記の添削指導、作品指導、学習相談、スクーリング等を実施するため又は受講生が学習するための添削室、ビデオスタジオ、ギャラリー、学習相談室、及び教室（仮設のものを含む。）の管理維持費をいいます。

(7) 上記の①から⑬は、受講生が特定の期間に在籍することにより得られる給付です。これがゆえに、当社は、学費を個別の給付毎ではなく、在籍期間に応じたすなわち6か月単位で算定しています。

添削指導についても上記のとおり個別の添削行為に対する対価ではなく、各期に添削を受けられることができる地位を6期に分けた整理券が表章するので、期間単位による算定です。

添削指導を含む上記の給付は、年単位と明記されているもの（自由作品講評、インストラクター直接指導講習）に限らず、全て、当社の毎年度予算策定の過程で考慮され、実施されるものなので、年単位のものです。

当社は、上記のサービスを充実すべく、平成19年10月、受講生総合センターを設置して、専属従業員5名、アート・アドバイザー3名、外部委託者2名を配し、学習相談、直接指導講習、卒業作品制作、パレットKメンバーの管理運営等の業務を専属的に行っています。学習相談を主とする相談は、電子メール、電話、手紙、ファクシミリを合計すると、月間2000件近くに達し、同センターはその設立目的どおり受講生の学習環境をより良いものとする重要な役割を果たしています。

設備費も当然予算策定において考慮される項目なので、年単位の給付に対応する費用です。

したがって、整理券代、設備費及び在籍授業料は、学費清算金の算出に際し6期に分割して計算されているものの、実質上は年単位の給付に対応する

費用であり、年単位の計算により学費清算金を算出することが最も当社の経営実体に沿うものです。

- (8) 当社にとって、消費者契約法のいう「平均的な損害」とは、一人の受講生と当社との受講契約が解消することによって当社に一般的、客観的に生ずると認められる損害です。

当社の事業において、受講生の入学は随時であり、中途退学についても特定の時期に集中するということはありません。大学の場合と異なり、当社は、受講生の中途退学の時期及び数を予め合理的に予測することはできません。したがって、当社は、受講生に対する給付の質及び量を維持するために、常に、中途退学がないものとして、あるいは中途退学が僅少であることを前提として、人的物的設備を充実させておく必要があります。

よって、当社は、受講生の中途退学により少なくとも1年分の整理券代、設備費及び在籍授業料に相当する損害を被るものであり、これが当社における平均的な損害です。

当社の蒙る本来の損害が上記のとおり年単位であることからすると、当社が学費清算金のうち整理券代、設備費及び在籍授業料を6か月単位で算出していることは、自ら、損害の計上を抑制し、受講生に対し、本来よりも手厚い保護を与えているものです。

したがって、当社が算出する学費清算金が当社が被る平均的な損害を超えることはありません。

よって、学費清算金の計算方法が上記消費者契約法の規定に該当することはありません。

- 3 学費清算金の計算方法は、特定商取引法10条1項各号及び同法25条1項各号の定める損害賠償等の額の制限に反するとの指摘について

- (1) 貴法人は、当社の販売方法が特定商取引法上の訪問販売又は電話勧誘販売に該当するとしただうえで、学費清算金の計算方法が、教科書等の返還の有無

及び役務提供開始の前後や提供された役務の対価を全く反映していないので、上記特定商取引法の損害賠償等の額の制限規定に反するとしています。

(2) しかし、かかる指摘についても貴法人の誤解に基づくものと思料します。

当社は作品講評会の案内において希望者に対しては当社の受講の案内を行う旨を明記しており、当社の販売方法が特定商取引法上の訪問販売に該当することはないと考えます。

学費清算金の計算方法と上記損害賠償等の額の制限規定について、第一に、教科書代及び教材代については、受講生が中途退学となったとしても当社は教科書及び教材の返還を受けることはありませんので、対価性に反しません。

第二に、整理券代、設備費及び在籍授業料について、既に述べたとおり、これらは全て受講生が当社のスクールに在籍することの対価であり、受講生に対し受講契約を締結した時点で当社の役務提供が開始されることとなります。そして、上記のとおり、清算にあたっては全体を6期に分割して中途退学の日が属する期までを役務提供が為された期として清算金を算出することは、当社の役務提供が実質的に1年単位で為されていることに鑑みても、対価性を損なうものではないと考えます。

第2 学費清算金の計算方法の記載について

1 貴法人は、中途解約権の反面としての学費清算金という不利益な事実を故意に告げられないことにより、学費清算金の方法を知らないままに学費清算金支払義務が存在しないとの誤認に陥る事態が十分に考えられるので、受講申込書（控）裏面に学費清算金の計算方法を明記することを求めています。

2 しかしながら、当社は、受講申込書裏面の第五章において、「受講期間の無料延長、中途退学、中途退学時学費（過不足金）清算」と題して、学費清算金の計算方法を明示しています。

よって、貴法人の指摘は当たらないと考えます。

3 当社は、2009年度の受講申込書裏面の退学清算に関する記述を明確かつ詳細にする作業と担当者の受講申込者に対する説明を重視する作業を進めてきました。

まず、2009年度版の上記裏面第五章の表題と本文を以下のとおり赤字部分を追加して、変更しました。

第五章 受講期間の無料延長、中途退学、中途退学時学費（過不足金）清算

「…退学時までに必要な受講料《入学金、教科書代、教材代、退学時までのDVD添削・課題添削期間整理券代と設備費および在籍授業料（期毎計算）》とそれに係わるアトローン利息（分割払手数料）、または分割事務取扱費の合計額から、中途退学時までに入れた受講料の合計額を差引いて算出された差額について清算いたします。中途退学時までに入れた金額が不足している場合は、その金額を納入していただきます。また、納入された金額が超過している場合は、その金額を返金いたします。」

次いで、2010年1月から、受講申込時の当社の説明の際に受講生に交付する「学費表」の裏面に受講料の内訳表（学則書と同じ内容のもの）と退学清算についての記述を刷り込み、営業担当者には、説明の徹底を義務付けました。

さらに、2009年度分までの受講申込書においては、受講申込書上の学則の受領についての捺印はたんに「学則受領印」欄とじていましたが、これを「通信教育講座学則事項確認書」欄と改め、以下の項目を明示し、受講生の確認を得てその捺印を受領することとしました。

下記の項目はスクールを受講するうえで大切な事柄ですので、すべての項目についてご説明いたします。通信講座案内パンフレット、通信教育講座学則書等の内容をご確認の後、ご捺印ください。

- 受講期間について（学則第三章第11条）

- 学習指導方法について（学則第三章第 14 条）
- 教科書、教材の内容について（学則第四章）
- 受講料の内訳について（学則第四章）
- パレット・Kの特典等について（学則第六章）
- 学費の支払方法（学則書取扱規程）
- 中途退学時の清算方法（学則書取扱規程）

以上、すべての項目について

説明を受け、学則書を受領しました。（印）

第3 教科書全7巻及びKFSアートナビDVDボックス（全6巻）の一括販売行為について

- 1 貴法人は、教科書全7巻及びKFSアートナビDVDボックス（全6巻）（以下「教科書」と総称する。）の一括販売行為が特定商取引法9条の2の「日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品（略）の売買契約」に該当するので、1年間において使用するものに限定して販売すべきであると要求しています。
- 2 しかし、当社は、上記要求に応じることはできません。

貴法人が根拠とする社団法人日本訪問販売協会の自主基準は「小・中・高の学習教材」です。学校教育においては複数科目を一年単位で教えるシステムであり、それぞれの学年において用いる教材が相互に有機的に関連して教育上の効果を発揮するものではありません。

当社の教科書は、通常の学校教育の教科書とはその役割ないし効果において全く異なり、教科書の使用期間の定めはありません。したがって、上記自主基準は当社の教科書には妥当しません。

当社の教育においては、受講生は3年間で基礎課程10課題と専科14課題を修了することとされていますが、各課程あるいは各課題について期間制

限は存在しません。

受講生は基礎課程の修了直前にその後に学ぶ専科課程を選択することになりますが、専科の教科書は受講生の専科課程を選択あるいは判断するための重要な参考資料です。また、受講生は、随時、専科課程の教科書を参照し、自らの進路を考慮、選択しますが、ひとたび進むべき専科を選択したときは、専科の教科書は、受講生に対し、具体的な将来像を示すと共に基礎課程の学習意欲を促進するという機能を果たすものです。

絵画技法の点においても、基礎課程で学習する事柄は専科教科書の随所に反復して現れるので、専科教科書自体、基礎課程の副教材としての重要な役割を果たすこととなります。

以上のとおり、受講生の学習において、課程毎あるいは段階毎の期間設定は存在しないのみならず、専科課程の教科書が基礎課程を学習している受講生に果たす教育上の役割は極めて重要なものがあります。

したがって、各課程の教科書あるいは両課程の教科書を分断して個別に販売することは、当社の教育システムがもたらす教育上の効果を著しく損ない、減殺するもので、当社として、受け容れることは困難です。

第4 受講料内訳の記載について

- 1 教科書全7巻について、申入の趣旨に従い、名称等の明記をする所存です。
- 2 特選画材セットについて、これは当該セット自体が一の商品なので、さらに画材の内訳毎に御指摘のような明記をすることはしない所存です。
- 3 学習ハンドブック、画材ハンドブック、KFS美術用語ハンドブック、及び紙のハンドブックについて、これら4種のハンドブックを一体として販売していますので、各ハンドブック毎の製造者名及び販売価格を明記することはしない所存です。
- 4 設備費について、学則19条は、添削指導、作品指導、学習相談、スクー

リング等受講生に対する役務提供を行うための施設として、添削室、ビデオスタジオ、ギャラリー、学習相談室、教室等を例示して設備費を説明するもので、設備費の内訳を示すものではありません。例示した施設は上記役務提供のための不可分一体のものであり、個々の施設の対価を設定することは不
適当であり、かつ、有意ではないと考えます。

第5 附属書類

- 1 2010年度 講談社フェーマススクールズ 「スクールガイド」
- 2 2010年度 講談社フェーマススクールズ「ブローシュア」 (クリエイティ
ヴ・アート・総合コース)
- 3 2010年度 美術通信教育講座 学則書 (同)
- 4 2010年度 美術通信教育講座 受講申込書 (同)
- 5 2010年度 受講料の支払方法 (同)

以上

別紙

クリエイティブ・アート・総合コース

第9条 中途退学時学費清算金

学則書第22条（p.10参照）によって中途退学願を提出した者、または同第23条（p.10参照）によって退学決定となった者の中途退学時学費清算金は、入学金、教科書代、教材代、退学時までのDVD添削・課題添削期間整理券代、設備費、在籍授業料（取扱規程第10条）ならびにアートローン利息[分割払手数料]（同第11条）または分割払事務取扱費（同第12条）の合計額から、中途退学時までに支払われた受講料の合計額を差引いて算出します。中途退学時学費清算金は、退学通知書または退学決定通知書で通知します。

（中途退学時学費清算金の計算方法）

入学金（97,650円）＋教科書代（410,550円）＋教材代（101,850円）＋DVD添削・課題添削期間整理券代（23,100円×□期）＋設備費（23,100円×□期）＋在籍授業料（117,600円×□期）＋アートローン利息または分割払事務取扱費－支払済受講料合計＝中途退学時学費清算金

上記計算の結果、中途退学時までに支払われた金額が不足している場合は、その金額を本スクールに納入しなければなりません。また、中途退学時までに支払われた金額が超過している場合は、その金額を本スクールから返金します。